

第2回

成長産業等設備投資特別支援助成事業募集要項

～中小企業が更なる成長を実現するための設備投資を支援します～

- 申請方法
申請書類の提出は、混雑緩和のため予約制としております。公社ホームページより申請書類の提出を予約の上、公社（本社）に申請書類を持参してください。
- 申請書類提出の予約受付期間
平成27年1月19日（月）～ 同年2月28日（土）まで（厳守）
※ 上記期間に、公社ホームページより申請書類提出の予約をしてください。
後日、公社より提出日時を指定させていただきます。
※ 希望日以外の日時でお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 申請書類の提出期間
平成27年4月6日（月）～ 同年4月24日（金）
- 申請書類は公社ホームページからダウンロードできます。

【お問い合わせ】



公益財団
法人

東京都中小企業振興公社

設備リース課

住 所：〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 2-20 翔和秋葉原ビル 2 階

T E L：03-5822-5177

F A X：03-5822-9032

e-mail：setsubi02@tokyo-kosha.or.jp

本助成事業 URL：<http://www.tokyo-kosha.or.jp/topics/1405/0005.html>

受付時間：10～12 時、13～17 時／月曜～金曜（祝日除く）

東京都の平成27年度予算編成に基づき、今後事業内容が変わる場合があります。

目 次

1	事業目的	- 1 -
2	支援内容	- 1 -
3	申請資格の要件	- 3 -
4	助成対象事業の要件	- 5 -
5	助成対象外事業	- 5 -
6	助成対象経費	- 9 -
7	助成対象外経費	- 10 -
8	設備設置場所	- 11 -
9	設備購入先（見積先）	- 11 -
10	助成事業のスケジュール	- 12 -
11	申請書の作成及び提出	- 12 -
12	審査	- 15 -
13	助成事業を実施するための注意事項	- 16 -
14	助成事業完了後の注意事項	- 17 -
15	助成金交付決定の取り消し・助成金の返還	- 19 -
16	申請に必要な書類	- 21 -
17	申請前確認書	- 22 -
18	申請書記載例	- 23 -

1 事業目的

本事業は、都内中小企業者等が、成長産業分野(※)での事業展開に必要となる機械設備や付加価値の高いものづくりを目指すために必要となる先端機械設備の新たな導入に要する経費の一部を助成することにより、成長に向けた次なる一步を踏み出す取り組みを支援し、東京の産業の活性化を図ることを目的としています。

※ 本助成事業が助成対象とする成長産業分野とは

[社会的課題解決型産業（大都市の課題を解決する産業）]

健康、環境・エネルギー、危機管理

[都市機能活用型産業（高度技術を活用する産業）]

航空機、ロボット

2 支援内容

成長産業分野での事業展開に必要となる機械設備や付加価値の高いものづくりを目指すために必要となる先端機械設備の新たな導入に要する経費の一部を助成します。

(1) 助成対象期間

平成 27 年 4 月 1 日から最長平成 28 年 12 月 31 日まで（1 年 9 ヶ月以内）

※ 助成対象設備の購入契約は、平成 27 年 4 月 1 日以降であれば可能ですが、助成対象設備の導入（納品）は、助成金の交付決定後に行う必要があります。

(2) 助成率・助成限度額

区分	対象者	助成率	助成限度額	助成下限額
A	中小企業者等	1/2 以内	1 億円	100 万円
B	小規模事業者 (3 ページの「3 申請資格の要件」参照)	2/3 以内	3,000 万円	

※ 小規模企業者は区分 A で申請することも可能です。ただし、申請時に選択した区分を申請後に変更することはできません。

※ 助成金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

※ 助成金は予算の範囲内で交付します。

(3) 対象経費

機械装置等の新たな導入に要する経費の一部

※ 9 ページの「6 助成対象経費」参照

(4) 事業計画遂行への支援

公社では、これまでも経営・技術支援、知的財産支援及び販路開拓支援等、様々な支援策を実施しており、本助成事業の計画遂行に必要な支援策も用意しております。

※ 公社の支援策の詳細につきましては、公社ホームページをご覧ください。

3 申請資格の要件

申請にあたっては、以下の (1) 及び (2) の要件を満たす必要があります。

(1) 次のアまたはイのいずれかに該当すること

ア 中小企業者（会社及び個人事業者）

イ 中小企業団体等

※ 中小企業者とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定されている以下に該当するもののうち、大企業が実質的に経営に参画していないものをいう。

業 種	資本金及び従業員数
製造業・建設業・運輸業・ソフトウェア業・ 情報処理サービス業・その他	3 億円以下、又は 300 人以下
卸売業	1 億円以下、又は 100 人以下
サービス業	5,000 万円以下、又は 100 人以下
小売業	5,000 万円以下、又は 50 人以下

※ 大企業とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営むものをいう。

ただし、次に該当するものは除く。

(ア) 中小企業投資育成株

(イ) 投資事業有限責任組合

※ 大企業が実質的に経営に参画とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・ 大企業が単独で発行済株式総数または出資総額の 2 分の 1 以上を所有または出資している場合。
- ・ 大企業が複数で発行済株式総数または出資総額の 3 分の 2 以上を所有または出資している場合。
- ・ 役員総数の 2 分の 1 以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合。
- ・ その他大企業が実質的に経営を支配・参画していると考えられる場合。

※ 中小企業団体等とは、中小企業等協同組合法に基づく組合（事業協同組合等）又は中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体（協業組合等）であって、その構成員の半数以上が都内に主たる事業所を有する中小企業であるもの。

※ 小規模企業者（「2 支援内容」の「(2) 助成率・助成限度額」参照）とは、前記の中小企業者のうち、平成 27 年 4 月 1 日現在で以下に該当するもの（中小企業基本法第 2 条第 5 項）。なお、中小企業団体等の場合は、構成員の内訳にかかわらず、小規模企業者とはみなしません。

業 種	従業員数
製造業・その他	20 人以下
商業・サービス業	5 人以下

(2) 次のアからカまでの全てに該当していること

ア 東京都内で継続的に事業を行っていること

- ・ 東京都内に登記簿上の本店または支店があり（個人にあっては東京都内で開業届出又は青色申告をしている者で、都内で事業を営んでいる者）、当該事業所を事業活動拠点としての常用の事業所として、平成 27 年 4 月 1 日現在で 2 年以上事業を継続していること（法人は平成 25 年 4 月 1 日以前に登記をしていること、個人事業者は平成 25 年 4 月 1 日以前に税務署へ開業届等を出していること）。
- ・ 本助成事業の成果を、東京都内で引き続き活用し続ける予定があること。

イ 税金等の滞納がないこと

- ・ 事業税等を滞納していないこと
※ 都税事務所等との協議のもと、分納している期間中も申請できません。
- ・ 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。

ウ 同一年度、同一テーマ、同一内容等で助成を受けていないこと

- ・ 本助成事業の同一年度の申請は、一企業一申請に限ること。
※ 第 1 回募集申請企業の申請は可能です。
- ・ 同一テーマ・内容・設備で公社が実施する他の助成事業に併願申請していないこと。
- ・ 同一テーマ・内容で公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受けていないこと。

エ 過去の助成事業において、事故がなく、報告書等を期日までに提出していること

- ・ 過去に公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- ・ 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出していること。

オ 事業の継続に問題がないこと

- ・ 民事再生法、会社更生法、破産法に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）、または私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- ・ 会社法第 472 条の規定により休眠会社として解散したものとみなされていないこと。

カ 法令に遵守していること等

- ・ 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- ・ 助成金申請者、設備購入先（見積先）等の関係者が「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、公社が公的資金の助成先として社会通念上適切ではないと判断するものでないこと。

4 助成対象事業の要件

本助成事業に申請するためには、事業計画を伴う事業で、以下の (1) または (2) の要件を満たす必要があります。

なお、申請に際しては、(1) または (2) いずれか1つを選択してください。

(1) 成長産業分野の「支援テーマ」に合致した事業を展開するために必要となる機械設備を新たに導入する事業であること

※ 「支援テーマ」の詳細については、6 ページの【成長産業分野の支援テーマ】をご参照ください。また、申請に際しては、「支援テーマ」のうち、いずれか1つを選択してください。

(2) 上記の成長産業分野以外で、付加価値の高いものづくりを目指すために必要となる先端機械設備を新たに導入する事業であること

※ 本分野での申請は、製品の開発・生産のみであり、役務の開発・提供は含みません。事業例については、8 ページの【付加価値の高いものづくり事業例】をご参照ください。

※ 本助成事業は、上記 (1)、(2) の事業の計画を着実に実行するために必要な機械設備の導入を支援するものです。事業計画を伴わない単なる設備の導入は、本助成事業の対象とはなりません。

※ 研究開発を目的とした設備投資の場合、事業終了後、実用化を目指す研究開発であることが必要です（本事業で実用化とは、販売等により収入が発生することを言います）。

5 助成対象外事業

「4 助成対象事業の要件」に掲げる事業以外は、助成対象外事業です。なお、助成対象外事業の主な例は以下のとおりです。

(1) 単なる設備更新を目的としているもの

(2) 自社工場への自家発電設備の設置など、自社内部の取組みにとどまるもの

(3) 研究開発を目的とした設備投資の場合、実用化を目的とした研究開発でないもの

※ 本事業における「実用化」とは、販売等により収入が発生することを言います。

(4) 助成事業完了後、導入した設備の一定期間の継続した使用が見込めないもの

(5) 運転資金など設備投資以外の経費の助成を目的としているもの

(6) 事業計画の遂行及び設備投資の主要な部分が申請者によるものではないもの

(7) 付帯工事費のみの申請

(8) 公序良俗に反する事業など事業の内容について公社が適切ではないと判断するもの

〔成長産業分野の支援テーマ〕

申請にあたっては、事業が下記の「支援テーマ」のいずれかに該当することが必要です。

「支援テーマ」に合致していれば、例示したものの以外の製品・役務の開発・生産・提供も対象となり、また、構成部品や部材等も対象となります。

なお、導入する設備自体が「支援テーマ」に合致していたとしても、成長産業分野での助成対象事業として認められるとは限りません。あくまでも、設備を導入して行う製品の開発・生産等の事業本体が「支援テーマ」に合致している必要があります。例えば、産業用ロボットを導入したとしても、生産対象となる製品が「支援テーマ」とは全く関係の無いものである場合には、成長産業分野での助成対象事業とは認められません。

成長産業分野	支援テーマ	事業イメージ	設備投資により開発・生産・提供を行う製品・役務の例示
健康	①医療機器の開発・生産	医療現場のニーズに即応するため、最先端の設備を導入し、自社の治療機器を適宜改良 高精度の加工設備を導入し、金属加工等で培った技術を活かして、人工関節の開発、生産を開始	鋼製器具、内視鏡、カテーテル、人工関節、人工骨、人工呼吸器、在宅医療機器 等
	②創薬、再生医療に関する製品・役務の開発・生産・提供	再生医療分野の法整備に合わせて、最先端の細胞培養装置等を導入し、細胞培養・加工受託事業に進出	医薬品、研究用試薬、細胞培養・加工、遺伝子解析 等
	③スポーツ・健康増進に関する製品・役務の開発・生産・提供	新しい機能を有する素材・ウェアを開発したため、生産ラインを構築して事業化	高機能素材・ウェア・シューズ、障害者スポーツ用具、競技用器具、ウェアラブル端末（活動量計等）、トレーニング効果分析機器 等
	④高齢者等の生活支援、介護負担軽減に関する製品・役務の開発・生産・提供	高機能 3D プリンター等を導入し、個々のユーザーのニーズに対応したオーダーメイドの福祉用具を短期間で生産	リハビリテーション機器、義肢・装具、パーソナルケア関連用具、移動機器、建築・住宅設備、コミュニケーション機器、センシング、ネットワークカメラ 等
環境・エネルギー	⑤再生可能エネルギー、省エネルギーに関する製品・役務の開発・生産・提供	高精度・低コストで難加工材を加工する技術を開発し、最先端の加工設備を導入して、燃料電池セパレータを生産	発電関連機器（風力、太陽光、中小水力、バイオマス、地熱、海洋等）、地中熱利用システム、燃料電池、水素製造・貯蔵・輸送、蓄電池、EMS（エネルギー管理システム）、高効率照明、高性能建材（断熱材等）、次世代省電力半導体 等
	⑥資源リサイクルに関する製品・役務の開発・生産・提供	建設廃材を従来よりも効率よく再資源化する技術を開発したため、新たに設備を導入して事業化	食品廃棄物リサイクル、建設廃棄物リサイクル、レアメタルリサイクル、アップサイクル 等
	⑦環境汚染防止、環境負荷低減に関する製品・役務の開発・生産・提供	公的研究機関等の技術シーズを活用して小型・高性能の VOC 処理装置を開発したため、新たに生産ラインを構築して事業化	VOC 処理装置、光触媒、有害物質測定機器、有害物質不使用素材、水質浄化、CCS（二酸化炭素回収・貯留）等

成長産業分野	支援テーマ	事業イメージ	設備投資により開発・生産・提供を行う製品・役務の例示
危機管理	⑧ 防災・減災に関する製品・役務の開発・生産・提供	高機能 3D プリンター等を導入し、携帯性、操作性に優れた防災用品を開発、生産	制震補強、免震補強、耐震補強、緊急速報受信装置・システム、安否確認システム、コミュニティ無線、災害情報収集システム、インフラ点検機器、不燃建材、防災用品 等
	⑨ 防犯対策に関する製品・役務の開発・生産・提供	検知精度の高い新型センサを開発したため、先端設備を導入して、高品質なものを生産	防犯カメラシステム、画像処理・解析、侵入検知システム、出入管理システム 等
	⑩ 食の安全に関する製品・役務の開発・生産・提供	食品加工用の殺菌装置について、海外市場向けに製品改良を行い、新たな生産ラインを構築して輸出を開始	異物検出機、異物混入防止、殺菌装置 等
航空機	⑪ 航空機（部品、装備品等）の開発・生産	航空機産業の市場規模の拡大に対応するため、最先端のマシニングセンタ等を導入して、航空機部品の生産能力を質、量ともに向上 機械加工のほかに特殊工程にも対応するため、最先端の熱処理設備、表面処理設備等を新たに導入して、航空機部品の一貫生産を可能とし、高付加価値化を実現	航空機部品、先端素材（金属材料、CFRP 等）、航空機装備品（座席、ギャレー、ラバトリー、油圧等） 等 ※宇宙関連を含む
	⑫ 航空機活用・関連産業に関する製品・役務の開発・生産・提供	二酸化炭素低減を目指す航空機業界の動向にあわせて、新たに設備を導入して、バイオマス由来の次世代航空機燃料を開発、生産	航空機搭載レーダー、モニタ・画像提供、次世代航空機燃料、管制システム、フライトシミュレーター、MRO（メンテナンス・リペア・オーバーホール） 等 ※宇宙関連を含む
ロボット	⑬ 産業用ロボットの開発・生産	柔軟物を取り扱うことができる双腕ロボットを開発したため、新たに設備を導入して事業化	ロボット・セル、双腕ロボット、食品加工ロボット、アクチュエータ、エンコーダ 等
	⑭ サービスロボットに関する製品・役務の開発・生産・提供	試験・測定機器等を導入して、深海等の特殊環境下においても活動することができるロボットを開発、生産	生活支援ロボット、農業支援ロボット、特殊環境ロボット（災害、汚染環境、深海等）、案内ロボット、ウェアラブルロボット、カー・ロボティクス 等

〔付加価値の高いものづくり事業例〕

付加価値の高いものづくりであれば、例示したもの以外の類型・事業も対象となります。
また、開発・生産を行う製品は、完成品に限らず、構成部品や部材等も対象となります。

類型	事業イメージ
製品の高付加価値化	<ul style="list-style-type: none"> ・高機能 3D プリンターを導入し、様々なニーズに対応したデザイン性の高い製品を短期間で開発、生産 ・高精度加工が可能な最先端の複合レーザー加工機や研削盤等を導入し、製品の加工精度を大幅に向上
生産性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・最先端のプレス機、マシニングセンタ等を導入し、これまで蓄積してきたノウハウを活かして、生産ラインの最適化を図り、競合他社と比較して生産性を大幅に向上 ・既存設備とのシナジー効果が期待できる最先端の設備を導入することにより、生産性を大幅に向上
新製品・新技術の事業化	<ul style="list-style-type: none"> ・ニッチ分野に対応した競争優位性のある新製品を開発したため、先端設備を導入し、新たな生産ラインを構築して事業化 ・下請けから一步を踏み出すために、潜在的顧客ニーズを自ら分析して独自の新製品を開発したため、最先端の設備を導入して事業化
新事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ・最先端の加工設備を導入し、精密加工で培った技術を活かして、時計づくり等の新たな事業分野に進出
海外展開	<ul style="list-style-type: none"> ・先端設備を導入し、工程等を変更して、国際的な規格やニーズに対応した製品の生産、輸出を開始

6 助成対象経費

助成対象経費は、消費税等の間接経費を除き、以下（１）から（４）の条件に適合する経費で「助成対象経費一覧」に掲げる経費です。（下記の「助成対象経費一覧」に記載のないものは助成対象となりません。）

- （１） 助成対象事業として決定を受けた事業構築のために必要最小限の経費
- （２） 助成対象期間内（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日まで）に契約から支払いまで完了した経費（助成対象設備の導入（納品）は、助成金の交付決定後に行う必要があります。）
- （３） 助成対象(使途、単価、規模等)の確認が可能であり、かつ、本助成事業に係るものとして、明確に区分できる経費
- （４） 原則、所有権が助成事業者に帰属する経費

助成対象経費一覧

経費区分	内 容
機械装置及び 試験・測定機器 費	<p>当該事業に必要な「機械装置」及び「試験・測定機器」の購入、搬入・据付に要する経費</p> <p><注意事項></p> <p>ア 「機械装置」及び「試験・測定機器」は、<u>自社で開発、生産等のために直接使用するものとして、交付決定後に導入（納品）され、確定申告書において固定資産（「機械装置」、「試験機器、測定機器」）として計上され、適正に減価償却を行うものが対象となります。複数の機械装置等の組合せでも構いません。</u></p> <p>イ 割賦により調達する場合はすべての支払いが助成対象期間内に終了するものに限り助成対象となります。</p> <p>ウ 1基 100万円（税抜、搬入・据付費を除く）以上の機械装置及び試験・測定機器が対象です。</p> <p>エ 「据付」とは、機械装置等の設置と一体で捉えられる軽微なものに限ります。</p> <p>オ ソフトウェアは、助成対象となる機械装置、試験・測定機器に<u>専用かつ一体運用</u>され、当該事業の開発・生産等に必要不可欠なものに限り対象となります。</p> <p>※一般的な生産管理・在庫管理・販売管理システム・会計ソフト等、汎用性があり、他の設備にも利用可能なソフトウェアは助成対象外です。</p>

経費区分	内 容
付帯工事費	<p>上記の「機械装置」及び「試験・測定機器」に<u>専用かつ一体不可分な付帯</u>工事に要する経費</p> <p>例：機械装置の稼働に必要な不可欠な専用の排水処理設備 等</p> <p>※ 上記「機械装置及び試験・測定機器費」の10%の経費を助成対象上限額とします。ただしクリーンルームに係る経費は全額対象となります。</p> <p>※ クリーンルームは助成対象となる機械装置、試験・測定機器の稼働に必要な不可欠と認められるものに限りします。</p>

7 助成対象外経費

「6 助成対象経費」に掲げる経費以外のすべての費用は、助成対象外経費です。なお、対象外経費の主な例は以下のとおりです。

- (1) 契約から支払いまでの一連の手続きが助成対象期間内（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日まで）に行われていない経費
- (2) 助成金の交付決定前に設備の導入（納品）を行った経費
- (3) 見積書、契約書、仕様書、納品書、検収書、請求書、振込控、領収書等の帳票類が不備の経費
- (4) 助成金事業申請書に記載のものと異なる設備等を購入した経費
- (5) 通常業務・取引と混合して支払いが行われている経費
- (6) 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引に係る経費
- (7) リース、レンタルに係る経費
- (8) 他の取引と相殺して支払いが行われている経費
- (9) 現金、他社発行の手形や小切手、クレジットカード等により支払いが行われている経費（原則は振込払い）
- (10) 購入時、ポイントカード等によるポイントを取得した場合のポイント分
- (11) 不動産・構築物、車両運搬具の購入経費、修理費、車検費用、工具類の購入経費
- (12) 工場等建屋、社屋の建設・増築・改築に係る経費
 ※ 設備設置場所の整備工事・基礎工事に係る費用も助成対象となりません。
- (13) 設備設置のための設計費
- (14) 既存設備の改良・修繕及び撤去・移設・処分に係る経費
- (15) 中古品の購入経費
- (16) 借入金などの支払利息及び遅延損害金

- (17) 事務用機器（事務用パソコン、複写機等）等、汎用性があり、目的外使用になり得るものに係る購入経費
- (18) 資料収集業務、調査業務、会議費、消耗品等の事務的経費に該当する場合
- (19) 各種機械装置等用消耗品、保険料、技術指導料、教育訓練費用
- (20) 保守費用
- (21) 間接経費（消費税、振込手数料、旅費・交通費、通信費、光熱費、安全対策費、清掃費、収入印紙代等）
- (22) 自社以外に設置する設備に係る経費
- (23) 自社内製の設備に係る経費
- (24) 一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費
- (25) 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

◆ その他、内容によっては対象外となるものもありますので、公社へご確認ください。

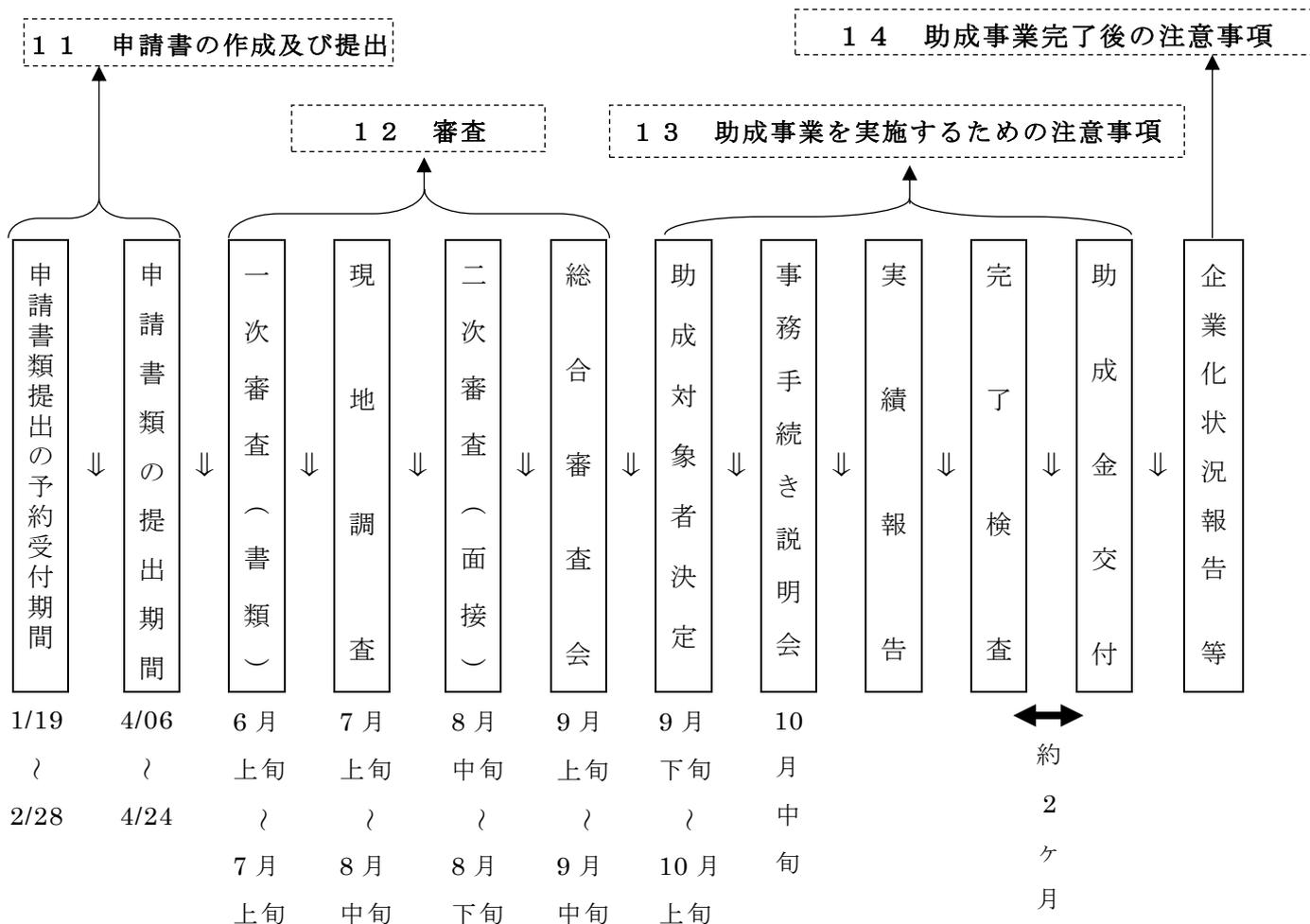
8 設備設置場所

- (1) 助成対象となるのは、原則として東京都内の自社の敷地内に設置する機械設備となります。「自社の敷地」には、テナント入居や借地の場合も含まれます。
- (2) 平成 27 年 4 月 1 日現在で、東京都内に登記簿上の本社があり、かつ、都外の一部地域（神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県）に工場等の事業所を有している場合は、当該事業所に設置する機械設備も助成対象とします。

9 設備購入先（見積先）

- (1) 設備の購入先（見積先）については、原則的に日本工作機械工業会や日本工作機械販売協会、日本工作機械輸入協会等の業界団体に加盟して機械装置等の製造・販売を主たる事業として継続的に行っている者、東京都物品買入れ等競争入札参加資格を有し機械装置等の製造・販売を主たる事業として継続的に行っている者を選定してください（当該条件に当てはまらない場合は、その購入先を選定する理由書が必要です）。
- (2) 公社より購入先（見積先）に対して直接、その内容を確認する場合がありますので、予めご了承ください。

10 助成事業のスケジュール



※日程は、状況により変更する場合があります。

1.1 申請書の作成及び提出

(1) 申請書の入手方法

申請書は、公社ホームページよりダウンロードして作成してください。

URL : <http://www.tokyo-kosha.or.jp/topics/1405/0005.html>

(2) 申請書類提出の予約

受付時の混雑を回避するため、申請書類提出は事前予約制となっています。以下の期間に公社ホームページより申請書類提出の予約をしてください。

＜申請書類提出の予約受付期間＞

平成 27 年 1 月 19 日（月）～ 2 月 28 日（土）まで（厳守）

※ お申し込み後 1 週間以内に、メールにて提出日時をご連絡いたします。申し込み後 1 週間を経過しても公社から提出日のお知らせメールが届かないときは、お手数ですが設備リース課までご連絡ください。

※ 予約をしていただきましても、申請書類提出は先着順となるため、希望日以外の日時に申請書類提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 申請書類の提出

申請書類提出の予約の上、公社が指定する日時に、申請書の提出先に持参してください。

＜申請書類の提出期間＞

平成 27 年 4 月 6 日（月）～ 4 月 24 日（金）まで

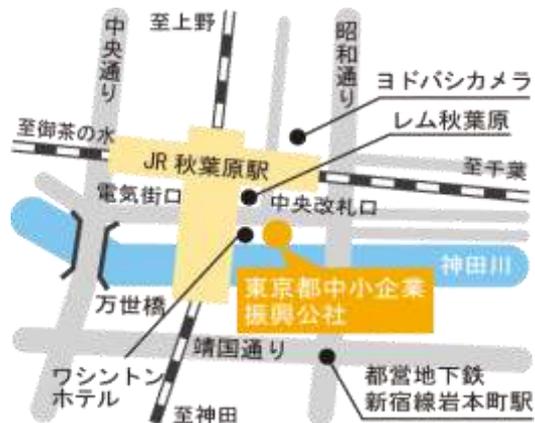
※ 申請書類提出の予約がない場合、申請書類を提出できませんのでご注意ください。

＜申請書類の提出先（郵送不可、持参のみ）＞

東京都千代田区神田佐久間町 1-9

東京都産業労働局秋葉原庁舎

- JR「秋葉原駅」中央改札口から徒歩 1 分
- つくばエクスプレス「秋葉原駅」A1 出口から徒歩 1 分
- 東京メトロ日比谷線「秋葉原駅」から徒歩 3 分
- 都営新宿線「岩本町駅」A3 出口から徒歩 5 分



(4) 申請書類

- ア 申請書類は、本事業の申請様式を必ず使用してください。
- イ 申請書類の用紙サイズは A4 版の片面印刷（確定申告書を除く）とし、ステープル留めやファイリングをせずに、クリップ留めにしてください。
- ウ 申請に必要な書類

【すべての申請者が提出するもの】

- (ア) 申請前確認書（指定様式）
- (イ) 申請書（指定様式）
- (ウ) 都内税務署へ提出した 直近 3 期分の確定申告書（全てのページ） の写し
 - ※ 創業 3 年未満の場合は直近 2 期分の写し
 - ・「別表 1～16」「勘定科目明細書」「計算書類」及び下記ページを含む全ページ
 - ・都 23 区内のみに事業所を有する場合は「均等割額の計算に関する明細書」
 - ・都内市町村のみに事業所を有する場合は「法人市民税申告書 第 20 号様式」
 - ・都 23 区と都内市町村両方に事業所を有する場合、または東京都と他道府県に事業所を有する場合は「課税標準の分割に関する明細書」
- (エ) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（原本）
- (オ) 直近 2 期分の法人事業税等の納税証明書（原本）
 - ・法人の場合は、直近 2 期分の「法人事業税及び法人都民税の納税証明書(都税事務所発行)」
 - ・個人事業者で事業税が課税対象の場合は、直近 2 期分の「個人事業税の納税証明書(都税事務所発行)」及び代表者の直近 2 期分の「住民税納税証明書(区市

町村発行)」

- ・ 個人事業者で事業税が非課税の場合は、代表者の直近の「所得税納税証明書（その3）(税務署発行)」及び直近2期分の「住民税納税証明書(区市町村発行)」
- (カ) 会社案内（事業概要がわかるもの）
- (キ) 設備導入に係る 2社以上の見積書の写し及び設備購入先の会社案内等
 - ・ 2社以上から徴収した見積書の写し（下記項目の記載があるもの）
 - 【記載内容】①設備名称・単価・数量・規格・メーカー・型番・機種番・オプション装備・付帯設備・カスタマイズ金額等
 - ②設置（納品）場所、時期
 - ③支払方法、値引き額、下取り額等
 - ・ 設備メーカーが発行する最新カタログ・価格表
 - ・ 設備購入先（見積先）の会社案内
 - ・ 設備購入先（見積先）が加盟する業界団体、資格等を証するものの写し
- (ク) 設備設置工場平面図
- (ケ) 設備設置場所の最寄駅・バス停からの地図、写真(工場全景と設備設置場所両方)
- (コ) 返信用封筒（長形3号のものに 92円切手を貼付のうえ、本社住所、企業名、代表者名の記載があるもの）

【申請者のうち、対象者のみ提出するもの】

- (ア) 自社所有でない土地・建物に基礎工事等を伴って設備を設置する場合は、当該土地・建物の所有者の承諾書
- (イ) 2社から設備の見積書を徴収することが困難な場合は、1社に特定する理由書
- (ウ) 業界団体等に所属していない企業から購入する場合は、その理由書
- (エ) 事業計画遂行のために法令上必要な事業許可、工場設置認可等がある場合は、当該許可書等の写し

(5) 留意事項

- ア 申請書類提出後の加筆、修正等はできません。
- イ 必要に応じて、公社から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
- ウ 申請書類に関する内容説明は、会社概要及び申請内容を説明できる申請企業の方が対応して下さい（経営コンサルタント、顧問等のご対応いただけません）。その際、電子機器類（録音可能な機器、撮影機器、デジタルカメラ等）の持ち込みはできません。
- エ 申請書類等の作成及び提出に要する経費等、応募に係る経費は、すべて申請者の負担となります。
- オ 追加資料の提出期限を過ぎたり、内容説明でお越しいただく際に指定日時にお越しにならない場合には、申し込みを辞退したものとみなします。
- カ 助成対象経費の算出に当たっては、事業完了後の実績額と大きな差額が生じないよ

う、実行可能性を十分に検討してください。

キ 本助成事業に係る助成対象設備の導入費用を金融機関等から借り入れるにあたり、助成対象設備を担保に供する場合には、申請書の「事業計画に係る資金計画等」の「資金調達内訳の備考欄」にその旨を記載して下さい。なお、審査の結果、担保に供することを認められない場合もあります。

ク 申請書類の中に日本語以外の言語がある場合は、翻訳文を添付して下さい。

ケ 提出書類は返却しませんので、必ず原本の控えを保持してください。

1 2 審査

(1) 審査方法

提出書類に基づき、一次審査（書類審査）を行います。書類審査を通過した申請者に対して、現地調査及び二次審査（面接審査）を行い、助成対象者を決定します。日程等については、別途お知らせします。

※ 現地調査は、事業計画の基礎となっている実状等を把握するため、東京都内の登記所在場所や設備設置予定場所等を訪問して行うものです。

(2) 審査の視点

審査のポイントは以下のとおりです。

ア 事業目的との適合性

〔成長産業分野との適合性、革新性〕

イ 事業計画の優秀性

〔状況分析、積極性（新事業展開）、設備の先端性、競争優位性、収益性〕

ウ 都内経済への波及効果

〔都内産業にもたらす効果、雇用面での効果〕

エ 実現性・継続性

〔実施体制、法令等遵守、資金計画〕

オ 設備投資の妥当性

〔規模面の妥当性、価格面の妥当性〕

(3) 結果の通知

ア 審査結果につきましては、申請時に提出された封筒を使用し、代表者に宛てて本社住所に書面を送付させていただきます。

イ 審査の結果、不採択となることがあります。

ウ 審査の経過、結果、内容等に関するお問い合わせには一切応じられませんので、ご了承下さい。

(4) 交付決定について

- ア 助成金交付申請額と助成金交付予定額が異なる場合があります。
- イ 採択の際に通知する交付予定額は、助成交付金の上限を示すものであり、事業完了及び検査後に助成金の額が確定します（交付予定額から減額されることがあります）。
- ウ 助成金交付決定にあたって、必要に応じて条件を付す場合があります。
- エ 助成対象事業として採択された場合、企業名（申請者名）、代表者名、事業計画テーマ、概要等について公表します。

1.3 助成事業を実施するための注意事項

[詳細は、交付決定を受けた企業等を対象とする事務手続き説明会にてお知らせします]

(1) 経理関係書類の確認

- ア 実績報告の確認書類として、以下の書類の整備・保管が必要です（機械装置、試験・測定機器、付帯工事共通）。見積書、契約書（注文書・注文請書）、仕様書、納品書、検収書、請求書、振込控（振込先が明記されている金融機関発行のもの）、領収書、預金通帳・当座勘定照合表等入出金が確認できる資料、導入設備の写真・カタログ、設備メーカー等発行の出荷伝票・保証書、工場レイアウト図、CD-ROM等。
- イ 海外で発行する証明書や経理関係書類については、日本語訳の添付が必要です。

(2) 経費の支払方法等

- ア 助成事業に係る経費の支払いは、金融機関・郵便局からの振込払いを原則とします。
- イ 海外取引の場合、外貨支払の円換算については、当該外貨使用の際の両替レートを適用する等、客観的に確認が可能な方法により計算してください。

(3) 事業計画の変更等

原則的に、申請時の事業計画（申請書記載の一切の事項）について変更ができませんので、実現可能性を十分に考慮の上、事業計画の策定にあってください。

申請後に発生した事象により計画を変更せざるを得ない場合は、公社の事前承認が必要になります。

(4) 助成金額の確定

- ア 事業が完了し、検査後に助成金の額が確定します（交付予定額から減額されることがあります）。
- イ 完了検査の際には、導入した設備について、動作確認、製造能力、法的手続（許可・届出等）等を確認します。

(5) 助成完了事業の公表

助成対象者は、企業名、代表者名、所在地、電話番号、設立年、資本金、業種、従業員数、交付年度、事業名、テーマ名、助成金額及び事業内容の概要について、公表させていただく場合があります。

(6) 支援の打ち切り

次の場合には、支援期間内であっても支援を打ち切ることがあります。

ア 申請した助成対象期間の途中で申請資格に定める要件を満たさなくなった場合

イ 事業計画を遂行する見込みがないと判断された場合

1.4 助成事業完了後の注意事項

(1) 企業化状況報告書の提出・収益納付

助成事業が完了した年度の翌年度から5年間、助成事業に係る事業化の実施状況について報告書を提出していただきます。また、この間に助成事業の事業化により自己負担額を超える相当の収益を得た場合並びに産業財産権の譲渡又は実施権の設定及び他への供与により収益が生じた場合には、その収益の一部を納付していただきます。(納付額は助成金額を限度とします。)

(2) 関係書類の保存

助成事業に係る関係書類及び帳簿類は助成事業が完了した年度の翌年度から起算し5年間、保存しなければなりません。

(3) 財産等の管理及び処分

ア 助成事業により取得した財産(機械装置、試験・測定機器等)について、その管理状況を明らかにし、かつ、助成事業を完了した年度の翌年度から起算して10年を経過する日または法定耐用年数を経過する日のいずれか早い日(以下、「処分制限期間」とする)まで保存しなければなりません。また、この期間内に処分(目的外使用、売却、譲渡、交換、貸付、担保に供すること及び廃棄)しようとするときは、あらかじめ公社に申し出て承認を得なければなりません。

イ 助成事業により取得した財産等について、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適切な会計処理が必要です。

ウ 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は公社に納付しなければなりません(納付額は当該処分財産に係る助成金額を限度とします)。

ただし、助成事業等の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産(設備)を転用(財産の所有者の変更を伴わない目的外使用)する場合は、事前の承認を得ることにより納付義務が免除されます。なお、処分制限期間中に都内に設置した助成対象設備を都外に移設する場合や、都外の一部地域(P11の「8 設備設置場所(2)」を参照)に設置した助成対象設備を、都内を除く一部地域外に移設する

場合には、納付義務は免除されません。

(4) 公社職員による調査等

助成事業の実施状況、助成金の収支、帳簿書類、取得財産（設備）等について、立入り検査を行い、報告を求めることがあります。

15 助成金交付決定の取り消し・助成金の返還

助成事業者、購入先の事業者、その他助成事業の関係者が、以下のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。

また、既に助成事業者に助成金が交付されている場合は、期限を定めて返還していただきます。

- (1) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき。
- (2) 偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
(例) 導入する設備の購入経費について、下記の事例のような違反があったとき
 - ・リベート（ポイント還元、商品券、サービス券、物品等を含む）による代金還元を前提としていた場合
 - ・購入経費を水増しした場合
 - ・値引き、返金、下取り価格を隠匿した場合
 - ・リース契約による導入を購入したように偽装した場合
 - ・決められた支払期限までに全額を支払わず、実際は長期割賦としていた場合
 - ・本事業計画と同じ用途・設備について、他機関から重複して助成金を受けていた場合
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- (4) 東京都内の登記所在場所や助成事業実施場所での事業活動の実態がないと認められるとき。
- (5) 助成対象設備を無断で処分（移設、売却、賃貸、廃棄等）したとき。
- (6) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき。
- (7) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- (8) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき。
- (9) その他、公社が助成事業として不適切と判断したとき。

※ 偽りその他の不正な手段により、助成金を不正に受給した場合は、当該助成金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の助成金のうち取り消し対象となった額に所定の違約加算金を加えた額を返還していただくこととなります。

※ 刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。

※ 不正又は事故を起こした助成事業者、購入先、共同研究先の事業者その他助成事業の関係者等については、公社が実施するすべての助成事業の申請をすることは、以後一切できません。

＝申込者情報のお取り扱いについて＝

1 利用目的

- (1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
- (2) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
※上記(2)を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

2 第三者への提供（原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。）

(1) 目的

ア 当会社からの行政機関への事業報告

イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等

(2) 項目...氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容

(3) 手段...電子データ、プリントアウトした用紙

※上記(1)目的のイを辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

- ◆ 個人情報には「個人情報の保護に関する要綱[PDF: 27KB]」に基づき管理しておりますので、併せてご参照ください。

第2回 成長産業等設備投資特別支援助成事業の申請に必要な書類

申請にあたり、下記必要書類の提出をお願いします。

なお、個別の事情に応じて、現地調査時等も含め、下記以外の必要書類の提出等を別途お願いする場合があります。

※両面印刷不可（ただし、確定申告書の写しを除く）。ステープル留めやファイリングをせずに、クリップ留めにして下さい。

※審査にあたり白黒でコピーを取りますので、資料については白黒でも判別できるものとして下さい。

※中小企業団体等の場合は、全構成員の確定申告書の写し(3期分)、履歴事項全部証明書、会社案内、事業税納税証明書(2期分)を提出して下さい。

必 要 書 類		部 数	確認欄
【すべての申請者にご提出いただくもの】			
1	○成長産業等設備投資特別支援助成事業 <u>申請前確認書（指定様式に限る）</u>	1部	
2	○成長産業等設備投資特別支援助成事業 <u>申請書（指定様式に限る）</u>	正1部 写2部	
3	○都内税務署へ提出した直近3期分の <u>確定申告書の全てのページの写し</u> 法 人：「別表1～16」「勘定科目明細書」「計算書類」を含む <u>全ページ</u> の写し並びに以下の書類 ・都23区内のみに事業所を有する場合は「均等割額の計算に関する明細書」の写し ・都内市町村のみに事業所を有する場合は「法人市民税申告書 第20号様式」の写し ・都23区と都内市町村の両方に事業所を有する場合、または東京都と他道府県に事業所を有する場合は「課税標準の分割に関する明細書」の写し 個人事業者：全ての事業の収支内訳書又は青色申告決算書（貸借対照表を含む）の写し ※税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの ※創業3年未満の企業については直近2期分の写しで可	各期 2部 ずつ	
4	○発行後3ヶ月以内の <u>登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（原本）</u> ※ 個人事業者の場合は、 <u>開業届</u> の写し ※ 中小企業団体の場合は、 <u>定款・組合員名簿・総会の議事録</u> （助成事業申請等の議決）	1部	
5	○ <u>直近2期分の法人事業税等の納税証明書（原本）（1部はコピーでも可）</u> (1) 法人の場合 直近2期分の「法人事業税及び法人都民税の納税証明書（都税事務所発行）」 (2) 個人事業者で事業税が課税対象の場合 直近2期分の「個人事業税の納税証明書（都税事務所発行）」及び代表者の直近2期分の「住民税納税証明書（区市町村発行）」 (3) 個人事業者で事業税が非課税の場合 代表者の直近の「所得税納税証明書（その3）（税務署発行）」及び直近2期分の「住民税納税証明書（区市町村発行）」	各期 2部 ずつ	
6	○ <u>会社案内（会社の事業概要がわかるもの）</u>	1部	
7	○設備購入に係る2社以上の <u>見積書の写し</u> 及び <u>設備購入先（見積先）の会社案内</u> 等 (1) 次の記載のある <u>見積書の写し</u> を原則2社以上から徴収して提出して下さい。 ※市販品の場合は、価格表示のあるカタログ等でも可。 ①設備名称・単価・数量・規格・メーカー・型番・機種番・オプション装備・付帯設備・カスタム金額等 ②設置（納品）場所・時期 ③支払方法、値引き額・下取り額等 (2) 設備メーカーが発行する <u>最新のカatalog・価格表</u> （購入設備記載のもの） (3) <u>設備購入先（見積先）の会社案内</u> (4) 設備購入先（見積先）が加盟する <u>業界団体、資格等を証するもの</u> の写し	各2部	
8	○ <u>設備設置工場平面図</u>	1部	
9	○ <u>設備設置場所の最寄駅・バス停からの地図、写真</u> （工場全景と設備配置場所の両方）	1部	
10	○ <u>返信用封筒</u> （長形3号のものに92円切手の貼付と本社住所、企業名、代表者名の記載があるもの）	3通	

【対象の申請者にご提出いただくもの】

11	○自社所有でない土地・建物に基礎工事等を伴って設備を設置する場合は、 <u>当該土地・建物の所有者の承諾書</u> （※なお、整備工事、基礎工事に係る経費は助成対象外です）	1部	
12	○2社から設備の見積書を徴収することが困難な場合は、1社に特定する理由書	1部	
13	○業界団体等に所属していない企業から購入する場合は、その理由書	1部	
14	○事業計画遂行のために <u>法令上必要な事業許可、工場設置認可等</u> がある場合は、 <u>当該事業許可書等の写し</u> ※新規参入等で申請後に取得する場合は、実績報告までに提出して下さい。 <input type="checkbox"/> あり（ ） <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 後日申請予定（ ）	1部	

第 2 回 成長産業等設備投資特別支援助成事業 申請前確認書

◎申請書を提出される前に下記確認事項に回答してください

確 認 事 項	回 答		公社 チェック欄
	はい	いいえ	
自社における事業活動の本拠地として都内に常用の事業所を有している	はい	いいえ	
自社の事業所・工場等において必要な設備の設置を行う	はい	いいえ	
本事業計画は自社が都内（一部都外地域を含む場合あり）で主体的に取り組むものである	はい	いいえ	
助成対象設備の購入費用は平成 28 年 12 月末日までに支払う目処がついている	はい	いいえ	
助成対象設備は事業完了翌年度から自社で 10 年または法定耐用年数経過まで使用する	はい	いいえ	
助成対象設備は機械装置等の固定資産に計上し、適正に減価償却を実施する	はい	いいえ	
申請事業遂行のために必要な許認可を有している、または、取得する予定である	はい	いいえ	
自社の事業は募集要項記載の成長産業分野に合致したもの、または、付加価値の高いものづくりを目指すものである	はい	いいえ	
親会社、子会社、グループ企業等関連会社(資本関係の有る会社、役員が兼任する会社、所在地が完全一致する会社等)からの購入費用や自社内製で行う費用が助成対象経費に含まれていない	はい	いいえ	
大企業が実質的に経営に参画（申請書 P3 参照）していない。また、参画する予定がない	はい	いいえ	
申請書「役員・株主名簿」は登記簿謄本の内容と同一で記載漏れは無い（法人のみ）	はい	いいえ	
申請書「役員・株主名簿」は税務署に提出した確定申告書の別表二と変わらない	はい	いいえ	
申請内容（事業計画）を適正に実行する社内体制が整っている	はい	いいえ	
同一のテーマ・内容・設備で公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受けていない	はい	いいえ	
助成対象設備の購入経費にはリベートを前提とした水増し請求等、不正・虚偽はない	はい	いいえ	
助成対象設備を運転資金に対する担保に供しない、又は賃貸等をしない	はい	いいえ	
税金・雇用保険料を滞納していない	はい	いいえ	
東京都及び公社に対する債務（賃料・使用料等）支払いに滞りが無い	はい	いいえ	
会社法第 472 条の規定により休眠会社として解散したものとみなされていない	はい	いいえ	
民事再生法、会社更生法、破産法に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）または私的整理手続中ではない	はい	いいえ	
申請企業、設備購入先（見積先）等、助成事業に関わる全ての関係者は法令を遵守している	はい	いいえ	
申請企業、設備購入先（見積先）等の役職員及び関係者に東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者はいない	はい	いいえ	
設備購入先（見積先）は募集要項に定める業界団体等に加盟する企業等である	はい	いいえ	
「第 2 回成長産業等設備投資特別支援助成事業募集要項」の記載内容を全て確認した	はい	いいえ	

上記の内容に間違いありません。

平成 27 年 月 日 名称

代表者名

実印

様式第1号(第5条)

公益財団法人 **東京都中小企業振興公社**

理事 長 **※ 申請書は、もれなく記載して下さい。**

* 公 社 記 入 欄	
受付番号	
受付日	
受付者	

住 所 東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇

名 称 〇〇〇株式会社

実印

代表者 代表取締役 東京 太郎

第2回 成長産業等設備投資特別支援助成事業申請書

下記のとおり助成事業を実施したいので、別紙の書類を添えて、助成金の交付を申請します。

記

1 事業計画テーマ (20文字以内)

●	●	機	械	設	備	の	導	入	に	よ	る	▲	▲	の	■	%	向	上	
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

2 導入予定設備が製造する製品のターゲット (該当箇所を1つ選択して○印を付けて下さい。)

<input type="radio"/>	1.新規市場・新規顧客	<input type="checkbox"/>	2.既存市場・既存顧客
-----------------------	-------------	--------------------------	-------------

3 設備投資の主な目的 (該当箇所を1つ選択して○印を付けて下さい。)

<input type="checkbox"/>	1.能力拡充 (既存製品の増産)	<input type="checkbox"/>	2.省力化・合理化 (コスト節減)
<input type="radio"/>	3.新規投資 (新製品・新市場進出)	<input type="checkbox"/>	4.その他 ()

4 助成対象事業区分

IまたはIIのいずれかに○印をつけ、Iの場合には支援テーマ(①~⑭)のうち1つを選択して○印を付けて下さい。

<input type="radio"/>	I. 成長産業分野で事業を展開するために必要となる機械設備を導入する事業
-----------------------	---

【健康】		【環境・エネルギー】		【危機管理】	
<input type="checkbox"/>	①医療機器	<input type="checkbox"/>	⑤再生可能エネルギー・省エネルギー	<input type="checkbox"/>	⑧防災・減災
<input type="checkbox"/>	②創薬、再生医療	<input type="checkbox"/>	⑥資源リサイクル	<input type="checkbox"/>	⑨防犯対策
<input type="checkbox"/>	③スポーツ・健康増進	<input type="checkbox"/>	⑦環境汚染防止、環境負荷低減	<input type="checkbox"/>	⑩食の安全
<input type="checkbox"/>	④高齢者等の生活支援、介護負担軽減				
【航空機】		【ロボット】			
<input type="radio"/>	⑪航空機 (部品、装備品等)	<input type="checkbox"/>	⑬産業用ロボット		
<input type="checkbox"/>	⑫航空機活用・関連産業	<input type="checkbox"/>	⑭サービスロボット		

<input type="checkbox"/>	II. I以外の分野において付加価値の高いものづくりを目指すために必要となる先端機械設備を導入する事業
--------------------------	--

5 申請者区分 (該当箇所に○をしてください)

<input type="radio"/>	①中小企業者 【区分A: 助成率 1/2 以内・助成限度額 1億円】	<input type="checkbox"/>	③中小企業団体等 (事業協同組合等) 【区分A: 助成率 1/2 以内・助成限度額 1億円】
<input type="checkbox"/>	②小規模企業者 【区分B: 助成率 2/3 以内・助成限度額 3,000万円】	<input type="checkbox"/>	④小規模企業者 【区分A: 助成率 1/2 以内・助成限度額 1億円】

- 6 助成事業に要する経費 61,344,000 円
(助成対象外経費を含む総事業費、税込)
- 7 助成対象経費 (税抜) 55,000,000 円
- 8 助成金交付申請額 27,500,000 円
- 9 設備設置数量 1 基
- 10 事業終了予定日 平成 28 年 4 月 30 日

P31と同額としてください。

11 助成金申請等状況

現在、本助成金以外で申請している国・都・公社・区市町村等の助成事業				
申請先	助成事業名	テーマ	助成金申請額	本申請との関係
〇〇〇〇	▲▲補助金	■■■■	15,000,000 円	同一・ 否
				同一・否
				同一・否

12 助成金交付実績

国・都・公社・区市町村等からの助成金等の交付 (交付決定) 実績 (過去5年間について直近のものから順に記入)					
年度	申請先	助成事業名	テーマ	助成金額	本申請との関係
26	東京都中小企業振興公社	成長産業等設備投資特別支援助成事業	〇〇装置導入による生産性の向上	30,000,000 円	同一・ 否
					同一・否
					同一・否

1. 申請者の概要

フリガナ 企業名	〇〇〇カブシキガイシャ 〇〇〇株式会社		フリガナ 代表者名	トウキョウ タロウ 東京 太郎 (〇歳)	
登記所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇				
本社所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇		TEL	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
			FAX	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
本事業に 係る連絡先	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇市△△ 〇-〇-〇		TEL	042-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
			FAX	042-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
部署/役職 連絡担当者名	部署・役職：〇〇部 〇〇課・〇〇 氏名：〇〇 〇〇				
連絡担当者 メールアドレス	@ .co.jp		U R L	http://www.〇〇〇〇.co.jp	
メールによる施策情報等の提供（東京ネットクラブマガジンの配信希望）			配信希望（無料） ・ 配信不要		
事業開始	法人設立 昭和〇年〇月〇日		創業年数	〇年〇ヶ月	27年3月末現在
資本金 ・出資金	〇〇,〇〇〇千円 (うち大企業からの出資〇,〇〇〇千円)		役員数	取締役 〇人・監査役 〇人 / 計 〇人	
			従業員数	正社員 〇人・パート 〇人 / 計 〇人	
現有設備	設備の名称		台数	使用目的	設置場所
	〇〇〇装置		5基	〇〇〇加工	工場
	▲▲▲測定器 ※主要設備を 記載してください		2基	▲▲▲測定	工場
業種	中分類名	※P36を参照し、日本標準産業 分類に基づき記載してください。		1. 〇〇〇〇〇〇〇〇 2. 〇〇〇〇〇〇〇〇 3. 〇〇〇〇〇〇〇〇	
	コード(2桁)			主要 製品等	
事業概要	(株)〇〇で技術を身に付け、昭和〇年に、現在地にて創業。創業当初は、〇〇(株)を主要顧客とし、〇〇の部品を製造していた。その後、〇年から取り組んでいた新製品開発が実を結び、〇〇分野における〇〇製品を開発。営業を重ねた結果、〇〇(株)を主要顧客に〇〇製品及び付属部品の製造・販売を開始し、現在に至る。				
主要取引先			所在地	直近年間売上高	取引年数
主な販売先	1	(株) 〇〇〇	東京都〇〇区〇-〇-〇	〇, 〇〇〇千円	〇〇年
	2	(株) 〇〇〇	東京都〇〇市〇-〇-〇	〇, 〇〇〇千円	〇〇年
	3	(株) 〇〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇-〇	〇, 〇〇〇千円	〇〇年
	4	その他 〇社		〇, 〇〇〇千円	—
	合計			〇, 〇〇〇千円	—
主な仕入先	1	(株) 〇〇〇	〇	〇, 〇〇〇千円	〇〇年
	2	(株) 〇〇〇	東京都〇〇市〇-〇-〇	〇, 〇〇〇千円	〇〇年
	3	(株) 〇〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇-〇	〇, 〇〇〇千円	〇〇年
	4	その他 〇社	—	〇, 〇〇〇千円	—
	合計		—	〇, 〇〇〇千円	—
都内事業所	種別	所在地			従業員数
	本社	東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇			〇名
	工場	東京都〇〇市△△ 〇-〇-〇			〇名
	事務所	東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇			〇名

2. 機械装置等の設置場所

設置場所の名称	自社 ○○工場 開発部	設置場所TEL	042-○○○-○○○○
所在地	東京都○○市△△ ○-○-○	役職/連絡担当者	工場長/○○ ○○
最寄りの交通機関	○○○○ 線 ○○○○ 駅 ○○○○ 口 下車 徒歩 ○○分 ○○○○ バス ○○○○ 行き ○○○○ 停留所 下車 徒歩 ○○分		
工場認可※	有・無 → <input checked="" type="checkbox"/> 今後申請する (H27年12月申請予定) <input type="checkbox"/> 認可不要		
建物の所有形態	<input checked="" type="checkbox"/> 自社所有・ <input type="checkbox"/> 賃借物件 (所有者名:) (賃借期間: 年 月 ~ 年 月)		

※設置場所が2ヶ所以上の場合、上記表コピーし、設置場所全てを記入して下さい。

※工場認可…東京都以外の事業所は、東京都環境確保条例の規定による認可に相当する認可について調べた上で、記入及び提出して下さい。

3. 役員・株主名簿

平成27年4月1日現在

役員・株主 (注1)	氏名	役職等 (注2)	現住所	持ち株数 (株)	持ち株比率 (%)	出資額 (円)	大企業 に該当
役員・株主	○○ ○○	代表取締役	東京都○○区○○	○株	○%	○○円	
役員・株主	○○ ○○	専務取締役	東京都○○区○○	○株	○%	○○円	
役員・株主	○○ ○○	常務取締役	東京都○○区○○	○株	○%	○○円	
役員・株主	○○ ○○	取締役 工場長	東京都○○区○○				
役員・株主	○○ ○○	取引先	東京都○○区○○	○株	○%	○○円	○
役員・株主	○○ ○○	外注先	東京都○○区○○	○株	○%	○○円	
役員・株主	○○ ○○	会社社長・ 代表者知人	東京都○○区○○	○株	○%	○○円	
役員・株主	その他○名	欄が不足する場合は、①行を追加するか、②「その他○名」として最終行に記載してください。②の場合、別途株主名簿(全株主分)の写しを提出して下さい。					
合計							
履歴事項全部証明書又は確定申告書別表2と異なる場合は、その理由をご記載ください。							

※株主・出資者に投資会社やホールディングス会社が含まれる企業の方のみ下記も記入ください

①	(株)○○キャピタルの株主	筆頭株主:○○銀行(株) (○○%)、第二位株主:(株)○○ (○○%)
②	(株)○○ホールディングスの株主	筆頭株主:○○商事(株) (○○%)、第二位株主:(株)○○ (○○%)

(注1) 役員・株主のいずれか、または両方に○

(注2) 役員の場合は役職を記入。役員以外の株主は、当社との関係や職業(個人の場合)を記入すること。

(2) 事業計画の実施内容説明

下記事項について、それぞれ具体的に説明してください。

(ア) 現状分析と課題

売上面、生産面、人員面、資金面等について、現状分析と課題を記載して下さい。

【売上面】

市場環境、競合他社の動向、主要顧客、主要製品等に関する現状分析と課題について記載して下さい。

【生産面】

生産単価、仕入価格（外注含む）、設備の陳腐化、歩留まり等に関する現状分析と課題について記載して下さい。

【人員面】

社員数、人件費水準、社員の能力向上、組織運営等に関する現状分析と課題について記載して下さい。

【資金面】

運転資金、設備投資資金、外部借入金等に関する現状分析と課題について記載して下さい。

(イ) 売上見込み及び売上面に関する今後の具体的な施策

売上高について、主要製品別（又は主要顧客別）の見込を記載してください。また、事業計画の売上高を達成するための販路開拓、新製品の投入、営業体制等に関する具体的な施策を記載して下さい。

【主要製品別（又は主要顧客別）の売上見込】

(単位：千円)

	直前期 年 月期	今期 年 月期	2 期目 年 月期	3 期目 年 月期	4 期目 年 月期	5 期目 年 月期
売上高						
本設備で製造する製品						
A 製品						
B 製品						
その他						

・「売上高」は、「収支計画」の売上高と同額となるよう記載して下さい。
・「本設備で製造する製品」は、「売上高」のうち、本助成事業により導入する設備で製造した製品の売上見込額を記載して下さい。
・「A製品」「B製品」等については、主要製品名を記載して下さい。
・主要製品別ではなく、主要顧客別の場合は、顧客名を記載して下さい。

【売上面に関する今後の具体的な施策】

上記売上見込みを達成するための具体的な施策（新規販路開拓の方法、新製品の投入・販売方法、営業体制の強化等）について記載して下さい。

(ウ) 生産面・人員面に関する今後の具体的な施策

新設備導入に伴い生産面や人員面に関する今後の具体的な施策を記載してください。

【生産面】

生産性向上（製造コストの削減、歩留まりの向上等）に関する具体的な施策を記載して下さい。

【人員面】

社員数の増減、社員の能力向上、組織運営等に関する具体的な施策を記載して下さい。

(エ) 今後の資金計画

今後の設備導入に伴う財源（借入や自己資金）とその返済計画について記載して下さい。

(3) 都内経済への波及効果

事業計画の遂行が都内産業にもたらす効果（雇用面の効果、都内の外注先等にもたらす効果、対象製品等が関連する産業界に及ぼす効果、技術革新等）等について説明して下さい。

【雇用面の効果】

正職員の増加、給与総額の増加等の効果を記載して下さい。

【外注先等への効果】

都内の外注先等にもたらす効果、対象製品等が関連する産業界に及ぼす効果、技術革新の効果等を記載して下さい。

(4) 設備導入効果

下記事項について、具体的な数値等を用いて、詳しく説明してください。

(ア) 製品・技術等の高付加価値化、及び他社と比較した競争優位性

【製品・技術等の高付加価値化】

【他社と比較した競争優位性】

(イ) 事業計画を踏まえた導入設備の規模・スペック等の妥当性

導入する設備の規模やスペック等について、事業計画の売上高を達成するために必要となる製造製品の数量や質などから、その妥当性を記載して下さい。
特に、複数の設備機械を購入する場合、その必要性を記載して下さい。

(ウ) 同種の設備、実勢価格との比較等による導入設備の価格面での妥当性

導入設備の見積価格について、市場価格や他の設備との比較により、価格の妥当性を記載して下さい。

(5) 事業計画に係る製造物責任、環境配慮、先行技術調査を含む他社知的財産権対応等の法令遵守対応、自社の知的財産権取得予定の有無等

[事業計画の実施のために法令上必要な許可・届出等が **ある** ・ ない]

事業計画の実施のために法令上必要な許可・届出等がある場合は、その内容及び許可・届出等のスケジュールについて、必ず記載して下さい。

5. 事業計画に係る資金計画等

助成対象期間（事業終了予定日まで）の全体経費を記入して下さい。

(1) 経費区分別内訳

(単位：円)

経費区分		助成事業に要する経費 (税込) (注1)	助成対象経費 (税抜) (注2)	助成金交付申請額 (千円未満切捨て) (注3)
内 訳	機械装置及び試験・測定機器費	54,000,000	50,000,000	25,000,000
	付帯工事費	6,480,000	5,000,000	2,500,000
	その他助成対象外経費	864,000		
合計 (注5)		61,344,000	55,000,000	27,500,000

付帯工事は機械装置の10%以内が助成対象となります。

(注1) 「助成事業に要する経費」は事業計画を遂行するための総事業費となりますが、例えば、実勢価格と著しく異なる又は事業計画の遂行上、必要以上に高額な機械装置など、消費税率は8%として計算して下さい。 P24と同額となるよう記載して下さい。

(注2) 「助成対象経費」には、「助成事業に要する経費」から間接経費（消費税、振込手数料、運送料、旅費・交通費、通信費、収入印紙代等）を除いたものを記入して下さい。なお、「付帯工事費」の「助成対象経費」は、「機械装置及び試験・測定機器費」の「助成対象経費」となります。

(注3) 「助成金交付申請額」は、助成金の交付を希望する額で、「助成対象経費」に助成率（2/3 または 1/2）を乗じた金額と同額となるよう記載して下さい。

(2) 資金調達内訳

(単位：円)

区分 (注4)		資金調達金額	調達先 (名称)	備考 (進捗状況等)
内 訳	銀行借入金	30,000,000	〇〇銀行	折衝中
	役員借入金	5,000,000	東京太郎	内諾済み
	自己資金	26,344,000		
	その他借入 ()			
合計 (注5)		61,344,000		

(注4) 助成金は事業完了後に交付されます。「資金調達内訳」には助成金が交付されるまでの間の資金調達額等について記載して下さい。なお、助成対象設備の導入費用を金融機関等から借り入れるにあたり、助成対象設備を担保に供する場合には、「備考」欄にその旨を記載して下さい。

(注5) 「助成事業に要する経費の合計」と「資金調達金額の合計」とが一致するように記載して下さい。

(3) 「その他助成対象外経費 (注6)」内訳

(単位：円)

経費項目	内容	助成事業に要する経費 (税込) (注7)	積算根拠	備考
工事費	設備設置に係る搬入口拡張	756,000	@一式〇〇円	施工会社〇〇
技術指導料	〇〇のための技術指導経費	108,000	@〇〇円×〇回	指導員〇〇
合計		864,000		—

(注6) 「(1) 経費区分別内訳」の「その他助成対象外経費」の内容・積算根拠等について簡潔に記載して下さい。

(注7) 消費税率は8%として計算して下さい。

6. 機械装置等個表

事業計画を遂行するために必要な機械装置、試験・測定機器、付帯設備の名称、規格、数量、購入経費等について、募集要項の「6 助成対象経費」を踏まえて記載して下さい。機械装置等の用途ごと、購入先ごとに1つの個表 (本紙を追加)を作成して下さい。

(1) 助成対象設備

(単位:円)

区分	設備名称	メーカー名 型番・機種番等	数量	購入金額 (税込) (注)	助成対象経費 (税抜)	購入先 名称	設置場所
機械装置	同時5軸 マシニングセンタ	〇〇社製 (XYZ-999)	1	54,000,000	50,000,000	(株)〇〇 製作所	自社 本社工場
試験 測定							
合 計					50,000,000	※詳細は見積書参照	

(注) 消費税率は8%として計算して下さい。

(2) 助成対象設備の用途

〇〇機能を追加した新製品〇〇の製造工程で〇〇加工を行うために用いる。

(3) 見積書

<input checked="" type="checkbox"/> 2社以上	<input type="checkbox"/> 1社 ※ 1社の場合、「理由書」にその理由を記載して下さい。
--	--

(4) 購入先

購入先の概要	[住所] 東京都〇〇区〇〇町-〇〇〇	[電話] 03-×××-××××
	[名称] (株) 〇〇製作所 [代表者名] 〇〇 〇〇 [担当部署] **マシン部 [担当者役職/氏名] 課長 〇〇 〇〇 [e-mail] [URL] http://www. [資本金] 〇〇千円 [従業員数] 〇〇名	
①購入先の事業内容 ②選定理由 ③自社との関係	①〇〇機械等、高精度な工作機械を取り扱っているメーカー。 ②長年、高精度な工作機械を製造しており、メンテナンスも充実している。また、見積金額も他社と比較して安価で適正であるため選定した。 ③従来からの取引先。	
購入先が加盟する 業界団体、資格等 (該当するものに〇印を付けて ください。複数選択可)	<input checked="" type="checkbox"/> 1.日本工作機械工業会 <input type="checkbox"/> 2.日本工作機械販売協会 <input type="checkbox"/> 3.日本工作機械輸入協会 <input type="checkbox"/> 4.その他の業界団体 [団体名:] <input type="checkbox"/> 5.東京都物品買入れ等競争入札参加資格者 <input type="checkbox"/> 6.設備メーカー正規代理店 <input type="checkbox"/> 7.その他 () <input type="checkbox"/> 8.上記に該当なし (上記に該当しない場合、「理由書」にその理由を記載して下さい。)	
購入契約予定日	平成 27 年 10 月 20 日頃	
設備設置予定日	平成 28 年 1 月 10 日頃	
支払予定日・支払方法	平成 28 年 3 月 20 日頃・全額一括振込	

※機械装置等購入に係る見積書は、必ず下記の項目を含んだ内容で徴収・提出して下さい。

設備名称・単価・数量・規格・メーカー・型番・機種番・オプション装備・付帯設備・カスタマイズ金額等、設置(納品)場所・時期、支払方法、値引き額・下取り額等 (*設備メーカー発行の最新版のカタログ・価格表も添付して下さい)。

また、助成事業の実績報告・検査の際、機械装置等に係る設備メーカー等が発行する出荷伝票・保証書(写)も必要となりますので、予めご用意ください。

7. 付帯工事個表

導入する機械装置等に専用かつ一体不可分な付帯工事に要する経費について、募集要項の「6 助成対象経費」を踏まえて記載して下さい。

(1) 付帯工事

(単位：円)

	工事名称	工事金額 (税込) (注)	助成対象経費 (税抜)	工事請負先 名称	工事内容
①	〇〇工事	6,480,000	5,000,000	〇〇 (株)	助成対象設備のマシニングセンタを稼働させるために必須となる〇〇工事
②					
合 計					税抜金額は 6,000,000 円となりますが、付帯工事は機械装置の 10% 以内が助成対象となります。

(2) 本体機械装置等との関係

本工事が本体機械装置等に専用かつ一体不可分であることを説明して下さい。

①	
②	

(3) 見積書

<input checked="" type="checkbox"/> 2社以上	<input type="checkbox"/> 1社 ※ 1社の場合、「理由書」にその理由を記載して下さい。
--	--

(4) 工事請負先

工事請負先の概要	[住所] 東京都〇〇市〇〇 〇-〇-〇	[電話] 042-xxxx-xxxx
	[名称] 〇〇 (株)	[代表者名] 〇〇 〇〇
	[e-mail]	[URL] http://www.
	[資本金] 〇〇千円	[従業員数] 〇名
①事業内容	①	
②選定理由	②	
③自社との関係	③	
工事契約予定日	平成 27 年 10 月 20 日頃	
工事予定日	平成 27 年 12 月 10 日頃	
支払予定日、支払方法	平成 28 年 3 月 10 日頃・全額一括振込	

理 事 長 殿

所在地

名 称

代表者

実印

理 由 書

第2回 成長産業等設備投資特別支援助成事業に申請するにあたり、購入先を特定する理由について説明いたします。

1 見積書が1社となる理由

会社名	(株)〇〇製作所
見積書が1社のみとなる理由を、選定理由を中心に、より詳細に記載して下さい。	

2 募集要項に定める「業界団体に未加盟の事業者等」を購入先（見積先）とする理由

会社名	(株)〇〇製作所
「業界団体に未加盟の事業者等」を購入先とする理由を、選定理由を中心に、より詳細に記載して下さい。	

8. 参考資料

(1) 事業計画の全体像の記載例

(生産性の向上等の記載例)

当社は、〇〇製品の加工業を営んでいる。

現在保有している〇〇製品の加工設備は〇〇年に導入したもので、約〇年経過し老朽化が進み、導入当初の歩留まり率〇%から直近期の歩留まり率〇%に悪化している。

このため、歩留まり率の改善を図るため、今回申請する最新の加工設備への買い替えを計画している。また、当該最新加工設備は、〇〇加工も可能であり、現在手作業で行っていた〇〇工程の自動化も同時に行うことを予定している。

当該最新加工設備の購入予定額は〇〇百万円であるが、最新加工設備の導入により歩留まり率の向上及び工程の自動化を行うと現在の製造単価から〇%の削減が見込まれ、売上総利益率（粗利益率）は〇%向上すると予定している。

(内製化によるコスト削減等の記載例)

当社は〇〇製品の製造を行っているが、〇〇加工の部分については自社で製造機器を持たないため、現在外注により対応している。〇〇加工部分を外注していることにより、仕掛品の運送コスト負担が発生し、外注期間を確保するため製造期間の短縮が図れない状況にある。

〇〇製品の市場価格は直近3年間で〇%下落しているため、現在まで製造方法の見直しなどにより原価低減を行ってきたが、現状の生産設備ではこれ以上のコスト削減は難しい状況にある。このため、今回申請する製造機器を導入することにより、現在外注している〇〇加工を自社で内製化し、より一層のコスト削減と製造期間の短縮を行い、価格競争力の向上と短納期への対応を計画している。

当該製造機器〇〇百万円の導入により、外注した時と比べ製造単価は〇%の削減が見込まれ、製造期間も約〇日短縮が図れる見込みである。このため、売上総利益率（粗利益率）が〇%向上するとともに、必要運転資金が〇〇百万円削減出来ると考えている。

(新規格対応等の記載例)

当社は、主に国内企業に対し〇〇製品の製造・販売を営んできた。当該〇〇製品は、〇〇が特徴で世界でも販売しているメーカーは少ない状況にある。ここ最近、海外企業からも〇〇製品の引き合いが多くなってきており、海外企業に対する輸出を計画している。

〇〇製品を輸出するためには、国際的な規格〇〇の要件を満たす必要があり、現在行っている品質検査に加えて、〇〇の品質検査が必要となる。このため、追加で行う〇〇の品質検査機器を今回の申請対象としている。

〇〇製品が国際的な規格〇〇を満たした場合、現在連絡を取っている海外企業からのみでも年間〇〇個の受注が見込まれる。新規の品質検査機器の購入には〇〇百万円必要であるが、海外企業に対する売上が〇〇百万円増加し、利益も〇〇百万円増加する見込みである。また、生産量の増大や海外企業への営業サポートに対応するため、新規雇用〇名を予定している。

(2) 日本標準産業分類 中分類一覧

A	農業、林業	01 農業	N	生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
		02 林業			79 その他の生活関連サービス業
B	漁業	03 漁業			80 娯楽業
		04 水産養殖業	O	教育、学習支援業	81 学校教育
C	鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業			82 その他の教育、学習支援業
D	建設業	06 総合工事業	P	医療、福祉	83 医療業
		07 職別工事業(設備工事業を除く)			84 保険衛生
		08 設備工事業	Q	複合サービス事業	85 社会保険・社会福祉・介護事業
E	製造業	09 食料品製造業			86 郵便局
		10 飲料・たばこ・飼料製造業	R	サービス業	87 協同組合(他に分類されないもの)
		11 繊維工業			88 廃棄物処理業
		12 木材・木製品製造業(家具を除く)			89 自動車整備業
		13 家具・装備品製造業			90 機械等修理業(別掲を除く)
		14 パルプ・紙・紙加工品製造業			91 職業紹介・労働者派遣業
		15 印刷・同関連業			92 その他の事業サービス業
		16 化学工業	S	公務(他に分類されるものを除く)	93 政治・経済・文化団体
		17 石油製品・石炭製品製造業			94 宗教
		18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	T	分類不能の産業	95 その他のサービス業
		19 ゴム製品製造業			96 外国公務
		20 なめし革・同製品・毛皮製造業			97 国家公務
		21 窯業・土石製品製造業			98 地方公務
		22 鉄鋼業			99 分類不能の産業
		23 非鉄金属製造業			
		24 金属製品製造業			
		25 はん用機械器具製造業			
		26 生産用機械器具製造業			
		27 業務用機械器具製造業			
		28 電子部品・デバイス・電子回路製造業			
		29 電気機械器具製造業			
		30 情報通信機械器具製造業			
		31 輸送用機械器具製造業			
		32 その他の製造業			
F	電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業			
		34 ガス業			
		35 熱供給業			
		36 水道業			
G	情報通信業	37 通信業			
		38 放送業			
		39 情報サービス業			
		40 インターネット附随サービス業			
		41 映像・音声・文字情報制作業			
H	運輸業、郵便業	42 鉄道業			
		43 道路旅客運送業			
		44 道路貨物運送業			
		45 水運業			
		46 航空運輸業			
		47 倉庫業			
		48 運輸に附帯するサービス業			
		49 郵便業(信書便事業を除く)			
I	卸売業、小売業	50 各種商品卸売業			
		51 繊維・衣服等卸売業			
		52 飲食品卸売業			
		53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業			
		54 機械器具卸売業			
		55 その他の卸売業			
		56 各種商品小売業			
		57 織物・衣服・身の回り品小売業			
		58 飲食品小売業			
		59 機械器具小売業			
		60 その他の小売業			
		61 無店舗小売業			
J	金融業、保険業	62 銀行業			
		63 協同組織金融業			
		64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関			
		65 金融商品取引業、商品先物取引業			
		66 補助的金融業等			
		67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を除く)			
K	不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業			
		69 不動産賃貸業・管理業			
		70 物品賃貸業			
L	学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関			
		72 専門サービス業(他に分類されないもの)			
		73 広告業			
		74 技術サービス業(他に分類されないもの)			
M	宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業			
		76 飲食店			
		77 持ち帰り・配達飲食サービス業			

※申請書P3「1.申請者の概要」において業種をご記載いただくときは、日本標準産業分類の最新の分類をご確認の上、ご記入ください。なお、「自社が何分類に該当するか」というお問い合わせには応じられません。分類を確認できる下記ホームページ等を参照しながら、必ず申請者自身でご確認くださいようお願い申し上げます。
(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>)

※また、下記「分類に関するQ&A」には、複数事業を行っている場合の考え方などが掲載されていますので、ご不明点がある方はご参照ください。
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000317696.pdf)